別記第一号注意⑱を⑳とし、同⑰中「「径」」を「「主索」の「径の状況」」に改め、同⑰を⑲とし、同⑯を⑱とし、同⑮を⑰とし、同⑭の次に次のように加える。

⑯　1⑭「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ.」又は「ロ.」のうち該当するものを○で囲んでください。「ロ.」を○で囲んだ場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ.」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。

別記第一号注意⑬中「指定する要是正」を「指定する要重点点検及び要是正」に、「点検者が設定する基準」を「検査者が設定する基準値」に、「左欄に要是正となる基準」を「左欄に要重点点検及び要是正となる基準値」に改め、同⑫を⑭とし、同⑪中「○で」の下に「囲んだ上で、別表第一に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で」を加え、同⑩を⑫とし、同⑮の前に次のように加える。

⑭　1⑭「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第一に欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

別記第一号注意⑫中「点検者」を「検査者」に、「記入し、綱車」を「記入してください。綱車」に改め、「「ハ.」を○で」の下に「囲んだ上で、別表第一に欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第一に欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で」を加え、同⑪を⑬とし、同⑩中「該当しない」を「該当する」に、「取消線で抹消した」を「○で囲んだ」に改め、同⑩を⑫とし、同⑨の次に次のように加える。

⑪　1⑥「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視により確認し、別表第一に欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。部品を分解しなければ目視で確認することができない場合等でやむを得ず目視により確認できない場合は「確認不可」を○で囲んでください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で囲んでください。さらに、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。

別記第二号一(5)の欄接触器、継電器及び運転制御用基板の欄を次のように改める。

接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認	適・否・確認不可
	フェールセーフ設計 （該当する・該当しない）	
	交換基準 イ．製造者が指定する交換基準 （　　）	最終交換日 年　月　日
	ロ．やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	

別記第二号二(3)の欄径の欄を次のように改める。

径の状況 最も摩耗した主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	％

別記第二号二(3)の欄錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径の欄を次のように改める。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　（あり・なし） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	％ 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本

別記第二号四(9)の欄を次のように改める。

(9)	調速機ロープ	径の状況 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜）	％
		素線切れ 該当する素線切れ判定基準（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70％超・70％以下	
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　（あり・なし） 直径（　　㎜） 未摩耗直径（　　㎜） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　　）	％

別記第二号六(4)の欄を次のように改める。

(4)	緩衝器及び緩衝材	形式　ばね式・油入式・緩衝材	
		劣化の状況	適・否
		作動の状況（油入式のものに限る。）	適・否
		油量の状況（油入式のものに限る。）	適・否